

第429回山口地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和4年7月29日（金） 午後2時02分～

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館5階 共用第一会議室

3 出席者

公益代表委員	赤 穴 泰 博 委 員
	小 林 友 則 委 員
	田 中 裕 美 子 委 員
	通 山 和 史 委 員
	濱 島 清 史 委 員

労働者代表委員	河 村 裕 幸 委 員
	倉 重 里 加 委 員
	富 田 博 之 委 員
	山 本 章 宏 委 員
	横 山 崇 委 員

使用者代表委員	阿 野 徹 生 委 員
	奥 田 宏 委 員
	坂 本 竜 生 委 員
	嶋 本 健 児 委 員

事 務 局

労働局長	名 田 裕
労働基準部長	田 村 裕 之
賃金室長	上 田 竜 夫
室長補佐	大 塚 智
監察監督官	有 田 臣

4 議 題

(1) 令和4年度の山口県最低賃金の改正について

- ① 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について
- ② 山口県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見について
- ③ 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

(2) その他

○室長補佐

皆様、大変お待たせいたしました。

ただいまより始めたいと思います。本日の審議会は、山口地方最金審議会運営規程第6条第1項により公開とされております。傍聴の事前申込みが7名の方からありましたことをご報告させていただきます。

【傍聴人入室】

○室長補佐

それでは、全員お揃いになりましたので、濱島会長、よろしくお願いいたします。

○会長

ただいまから第429回山口地方最低賃金審議会を開催いたします。
事務局から、定足数についてご報告ください。

○室長補佐

本日は、使用者代表委員の中村委員がご欠席でございます。

したがって、本日の審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております要件、委員の3分の2以上、または公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員の各3分の1以上の出席を満たしており、会議を開催し、議決することができることをご報告申し上げます。

○会長

傍聴の方にはお願いですが、お手元に配付されている「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を守っていただくよう、お願いいたします。

それでは議事に移ります。

議題1の(1)「令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について」です。

本日は、中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に答申される「令和4年度地域別最低賃金額改定の目安」を当審議会にお示しする予定でしたが、本日までに答申が出ておりませんので、事務局からその経緯や今後の予定についての説明をお願いします。

○賃金室長

それでは、説明をさせていただきたいと思います。

7月27日に中央最低賃金審議会において目安額が答申される予定でしたが、7月25日開催の第4回目の目安小委員会においても結論に至らず、結局、7月27日には答申がされませんでした。

今後についてですが、厚生労働省からの情報によりますと、いつ目安額の答申がなされ、地方に伝達されるかについても予定がたっていないということでございます。

このため、本来、目安の伝達は本審議における最重要事項の一つではありますが、今回は目安の説明ができないことにご理解をお願いしたいと思います。

今後、目安の伝達があった後に開催される直近の審議会にて目安額をお示ししたいと考えております。

また、目安額をお示し後、速やかに改定額の審議を進めていただけるよう、生計費、賃金関係、支払能力関係等の金額審議の資料について、議題2の「その他」において、ご説明申し上げたいと思います。

以上でございます。

○会長

ただいまの説明に関して、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

○会長

次に、目安額提示を踏まえて労使委員の基本的な主張を述べていただく予定でしたが、本日は目安額をお示しできませんので、当該目安が出てから申述をお願いすることといたします。

次の議題に移ります。

議題1の(2)「山口県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見について」です。事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

令和4年7月6日付けで山口県最低賃金改正決定に係る意見聴取の公示を行いましたところ、9団体から意見が提出されました。

その他にも、7月22日に山口県労働組合総連合から2,727筆の「山口県地方最低賃金を時給1,500円以上に引き上げ、地域間格差を解消し、中小企業支援の拡充を求める要請書」をいただいているところですので、ご報告をさせていただきます。

本日、資料No.2として添付いたしました意見書につきましては、事前に各委員の方へお配りしているところです。したがって、事務局からの意見書の説明につきましては省略をさせていただき、提出をされました団体名をご紹介します。

最初に、全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合、
次いで、山口県労働組合総連合・山口県労働組合総連合非正規部会、
次いで、山口県高等学校教職員組合、
次いで、生協関連一般労働組合中四国、
次いで、コープやまぐち労働組合、
次いで、山口県自治体労働組合連合、
次いで、山口県教職員組合、

次いで、山口地域労働組合総連合、
次いで、山口県医療労働組合連合会
です。

以上のおおりに、9団体から意見書が提出され、このうち3団体3名の方が意見の陳述を希望
されておられます。

意見陳述につきましては、前回の第428回の審議会において実施することが議決されまし
たので、実施要領に基づき、

全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合の平田様

山口県医療労働組合連合会の梶山様

生協関連一般労働組合中四国の加藤様

の3名に陳述をしていただきます。

以上です。

○会長

それでは、意見陳述を行っていただきます。事務局の方で準備をお願いします。

○室長補佐

資料をお配りしてよろしいでしょうか。

○会長

はい。

【資料配布】

○会長

よろしいでしょうか。それでは、お願いいたします。

○参考人

山口連帯労働組合の平田と申します。本日は発言の機会をいただきありがとうございます。
す。

陳述内容は当組合提出の意見書の内容説明となりますので、まずは会議資料内の当組合
の意見書をご覧ください。意見書本体が5頁、別添資料①が2頁、資料②が27頁あります。そ
れぞれに頁番号を下の方に記入しておりますのでご確認ください。また追加として、A3コ
ピー1枚をお配りしております。

それでは、意見書の内容説明を始めます。意見書をご覧になりながらお聞きください。
まず1頁目です。当組合の意見を述べております。

(1) 中小零細企業の最低賃金引上げ支援策について公労使で知恵を出し議論すること。

(2) 山口県の最低賃金を時間額1,500円以上とすること。

- (3)全国一律最低賃金制の導入を求めます。
- (4)専門部会の全面公開をはじめ、あらゆる審議を公開すること、審議会議事録及び専門部会の議事要旨（前年度と当年度）を労働局窓口に常備し、誰でも何時でも閲覧できるようにすること。専門部会の議事要旨の公開を迅速にすること。（議事録の方が速くできるなら議事録を公開すること。）

次にその理由です。

(1)中小零細企業の支援策を公労使で議論することについてですが、資料①として添付した昨年の第2回専門部会議事要旨を見ると、5 議事概要(1)に「地方最低賃金審議会における地域別最低賃金の改定審議において、最低賃金引上げに向けた支援策についても議論されることが見込まれるとして、厚生労働本省から審議委員への情報提供依頼があり、事務局から説明をした」との記載があります。そこで審議会ではそれに沿っての真剣な議論を求めるということです。

当組合としては、最低賃金の大幅引上げを求めますが、中小零細企業の支援策は、その実現の前提条件だからです。参考資料として経団連のシンクタンクの報告書『中間層の復活に向けた経済財政運営の大転換』の第1章「エグゼクティブ・サマリー」等を資料②として添付しました。資料②の2頁から6頁までが目次となっておりますので項目だけでもご覧ください。経団連のシンクタンクとは思えない思い切った内容となっております。インターネットの検索エンジンで『中間層の復活に向けた経済財政運営の大転換』で検索すれば171頁全体を読むこともできます。

次に(2)です。最低賃金時間額を1,500円以上とすることについての理由は、意見書を読んでいただくとして、意見書2頁目の一番下の段から一部省略しながらまとめて読み上げます。資料①の第2回専門部会議事要旨を読むと、最初に労働者側委員から連合作成の2017年都道府県別リビングウェッジによると、山口県で労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金時間額は930円との主張がされ、同時に目安額の28円では格差の是正に繋がらないので、少なくとも目安額以上の引上げが必要という妥協案が出されています。

使用者側委員からは、「中央審議会では、一昨年までの数年間と状況が大きく異なるとは言えないとの理由で、過去最高の目安額を答申されたが、28円引上げの影響のデータなしではその考え方が理解できない。最低賃金引上げにより、企業倒産は増加していない、雇用情勢も悪化していない、という説明がされたが、これは多くの企業が雇用調整助成金、その他各種助成金、融資を最大限活用して、事業の継続や雇用の維持に必死で取組んで何とか出した結果である。目安額28円の引上げをすれば、苦境に立たされる中小規模事業者の雇用に深刻に影響が出るということを懸念しており、現行どおりとするのが基本」との主張がなされました。

使用者側委員は支払能力に最も乏しい弱い企業を守る立場であり、企業の支払能力に拘るのは当然なので、もっと具体的な数字や事例を示して徹底的に拘っていただきたいと思います。なぜなら、仮に最低賃金時間額が1,500円以上になって、中小零細企業支援策で不足分を政府が補填することになった場合、ここでの議論が補填の基準額に反映されることが考えられるわけです。

労働者側委員からは必要な最低賃金額として930円が呈示されましたが、次の世代を育てる費用は含まれていないと思われます。含まれているのであれば労働者側委員から訂正していただいて結構です。このようにして子育てに行政の支援が不十分で、多額の費用がかかることを考えに入れずに最低賃金を決定しては、人口減少で社会の持続が不可能になります。最低賃金法は単身労働者の生活のみを想定すると限定されていないにもかかわらず、健康で文化的な最低限度の生活を営むための賃金額で労働者側委員から理想論が示されないことは残念でなりません。今後に期待するところです。

当組合としては、最低賃金時間額 1,500 円以上を主張しますが、それだと中小零細企業は倒産してしまうかもしれません。従って、(1)で中小零細企業の支援策で知恵を絞るよう要請していますし、参考として資料②を添付しました。いろんな策を考え、政府に要望として上げて中小零細企業を強く支援していただきたいと思います。

なぜなら、社会でどうしても必要な労働は主として中小零細企業で行われておりますが、今の経済構造では、労働力の価格はすべて市場原理で決定されてしまい、必要な労働力が必要なところに供給されていないからです。介護労働などがその典型です。

企業としては、事業の社会的有用性より儲かるかどうかことが事業の継続及び投資の基準となるのです。社会的有用性がある仕事がどんどん行われなくなっているという現実がある以上、政府がそれを是正するしかありません。資料②の経団連のシンクタンクでさえ、財政破綻の可能性は非常に低いと認めているのですから、財源の心配はせずに後は実行するだけです。(3)全国一律最低賃金制の導入についての理由及び(4)専門部会の全面公開をはじめ、あらゆる審議を公開すること、審議会、専門部会の議事録、議事要旨の窓口常備、専門部会の議事要旨の公開の迅速化についても意見書をお読みください。

最後になりますが、以前は意見書のうち、一つは審議会で読み上げられたことがありましたが、このところされておられません。また審議会、専門部会の議事録を見ても、議事要旨を見ても、意見書や異議申出書の内容への言及は否定的意見でさえみられません。意見陳述に関しても、質問時間が設けられているにもかかわらず、質問がなされたことはありません。陳述者をやり込めることになってはいけなとの配慮があるのかもしれませんが、それぐらいの方が審議は活性化します。遠慮は無用でお願いいたします。

なお、お配りしたコピーは意見書で触れていない物価上昇の一例として、我が家の電気料金、都市ガス料金の明細です。ガソリン代が上がっているというのは委員の皆さんもよくご存じだと思います。電気もそこに書いてあるように 1kwh の単価が燃料費調整という名で上がって、22 円が 27 円、2 割上がっています。ガス料金は 1 m³の単価が 51 円上がっていますから、Aが夏料金、Dが冬料金なんです。Aの夏料金で 1 m³ 242 円が 293 円で、2 割上がっております。冬の方になると、去年は 131 円だったのがもうこの冬には 182 円になって 4 割ぐらい上がっております。我が家の昨年と今年分、だいたい 1 年違いのものを貼っていますので、上の方の年月を見られたら分かるかと思います。物価上昇の影響はこれから本格化しますので、そのことも審議の中にきっちり入れていただけたらと思います。どうもご清聴ありがとうございました。

○会長

ただいまの意見陳述について、質問等ありますか。

(意見・質問等なし)

○会長

よろしいでしょうか。ありがとうございました。
次の方、お願いします。

○室長補佐

次の方も資料がありますので事前にお配りします。

【資料配布】

○会長

それではお願いします。

○参考人

山口県医療労働組合連合会の相山と申します。意見陳述をさせていただきます。お手元に文章をお配りしていると思いますので読み上げさせていただきます。

労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

山口県医療労働組合連合会は、公的病院を中心とした県内 3,230 名の医療・介護労働者が加入する労働組合の連合体です。全国で 17 万人が加入する日本医労連を上部組織とします。医療・介護現場の実態を踏まえて意見陳述します。

医療・介護現場では、看護師をはじめ国家資格等のライセンスをもつ労働者が多数います。非常に低い賃金水準に押さえられ、厚労省の 2020 年賃金構造基本統計調査によると、専門職である高校教員と比較すると看護師の所定内賃金は 95,000 円低く、介護職の所定内賃金は、全産業平均に比べて月額で 77,000 円も低くなっています。地域間や施設間での極端な賃金格差もあります。日本医労連加盟組織内の調査では、看護師の「初任給」で最高額と最低額の間には約 74,000 円もの賃金格差があります。医療・介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準です。

仕事に見合わない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。加えて、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています。山口市内のある公的病院のパートで働く看護補助者の時給は 870 円（しかも 7.5 時間のフルタイムパートです）、介護士は 860 円、病棟クレーンなど事務職員では 860 円と、病院経営側曰く「最低賃金に貼り付く仕組み」が出来上がっています。各地で同様な実態があり、地域間格差を固定化しています。

私たち医療・介護労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって大変大きな格差が存在しており、到底納得できるものではありません。「全国一律最低賃金制」を導入することは、格差の是正・賃金の底上げを図り、医療・介護労働者全体の賃金改善につながると同時に、「国民生活の最低保障」を確立する大きな一歩ともなり、「格差と貧困」の解消に結びつけるためにも重要と考えます。

山口県労連では山口で普通に暮らしていくためには、どのくらいの費用が必要かについて試算する「最低生計費資産調査」を行い、月 150 労働時間換算で 1,612 円と発表しました。全労連が行った同様の調査の結果からも、25 歳単身で全国どの地域でも時間額約 1,500 円は必要との結果が出ています。生計費を重視する立場より、全ての人に人間らしい生活を保障する全国一律最低賃金制度を、最賃時給 1,500 円以上、ただちに 1,000 円以上で実現することが重要であると考えます。

コロナ禍が 2 年以上続くなか、現場の組合員は必死に医療・介護を守りながら、感染症と向き合っただけで奮闘が続けられています。しかし、医療・介護への十分な補償も補填もないため、そのしわ寄せは労働者の賃金切り下げの形で表れました。コロナ禍が長引くことで、医療・介護事業所の経営も悪化し、そこで働く労働者の心身の疲弊も極限に達している中、このような低賃金状態を放置したままでは、国民の要求に応える医療と看護、介護の提供は、到底、困難といわなければなりません。

さらに、医療・介護福祉産業に従事する労働者は全国で 800 万人超とされていますが、非正規雇用労働者が増加しているのが特徴です。医療の施設では 3 割以上が、介護施設では 5 割以上、在宅介護に関しては約 9 割が非正規雇用労働者です。

補償制度が不十分なままで断行された非常事態宣言による自粛により、雇用が脅かされ、収入が激減した非正規雇用労働者の暮らしを直撃しています。

実質賃金の低下が消費を冷え込ませ、地域経済への重しとなっています。地域経済を活性化し、地域間格差を是正するためにも、山口県最低賃金の大幅な引き上げを強く求めます。同時に最低賃金引き上げ実現の為の中小企業・小規模事業者への実行ある支援策を国に求めて頂きたいことを申し添えます。

いままさにコロナの第七波に直面している医療・介護労働者に対し、審議会において力強いエールを發して頂くようお願いし、私の意見陳述とします。

ありがとうございました。

○会長

ただいまの意見陳述については、ご質問等ございますか。

(意見・質問等なし)

○会長

はい、それでは、ありがとうございました。

次の方、お願いします。

○参考人

お世話になります。生協関連一般労働組合中四国組合サービスセンター支部の加藤智恵子と申します。本日は、意見を聞いていただく場を設けていただきありがとうございます。

今日はダブルワークをしている私の友人の実情を報告させていただきます。彼は奥さんと子ども3人の家族5人で生活をしています。昼間は民間企業で正規職員として働いています。月曜日から金曜日までは1日7時間、休憩を含めて8時間、土曜日は5時間で週40時間働いています。もう一つの仕事は、月曜日から金曜日まで19時から23時までの4時間、週で20時間働いています。二つ合わせて毎週60時間働いていることとなります。

さらに昼間の仕事は月に20時間から30時間の残業があります。こういう働き方を始めたのは、奥さんが3人目の子どもを出産してから体調がすぐれなかったこともあり、子育ての大変さも考えて、それまでの奥さんの100万円超の年収を維持するために始めたとのことです。

「週40時間と20時間から30時間までの残業、そして、夜の仕事をし、やっと年収は600万円くらいであり、住宅ローンや学費で一切ゆとりのない生活だ」と言っています。

住宅ローンで年間約100万円、学費などで年間100万円、税金その他諸々で100万円、可処分所得は300万円弱で、5人の生活を維持しなくてはならないということです。

「上の子どもは大学生、2番目は高校生、3番目は今年4歳の幼児ですが、上の子どもが幸いにも公立の大学で自宅から通ってくれて奨学金も借りていますので、この年収で何とかやっています。もし私立にでも入り県外に行っていたら、この家計では成り立たなかっただろう」と言っています。また、「そういう点では高校の授業料が無償化されたことは大変助かり、大学の学費もこんなに高くなければいいのに」とも言っています。

また、「もし夜の仕事の時給が1,500円になれば週20時間でも年収で150万円は上回ることで、現在よりも約40万円多い収入となります。もし最低賃金が1,500円になれば当然昼間の民間企業の正規職員の賃金にも影響が及んでいきます。そうすると週に60時間も働かなくても労働基準法で定められた週40時間で年収は何とか維持できるようになり、それこそ人間らしい生活が営めると思います。そういう生活を私は希望します。」と彼は言っています。

私の職場では、そこで得られる収入だけで生計を成り立たせている方も半数以上おられます。彼女たちが就業規則の上限時間、週37.5時間働くとしても、現在の時給925円では年収が180万円弱であり、働いても働いても貧困である、いわゆるワーキングプアの状態です。急な出費が必要なときは彼のようにダブルワーク、トリプルワークをしなくてはなりません。もし時給が1,500円になれば、年収は300万円弱となり、人並みの生活が営めると思います。私は必死で働いているのに、かつかつの生活しか営めない現状はおかしいと思います。彼は「自分がもし病気にならなったらと思うとぞっとする。」と言っています。

もう少し働く者の賃金を上げて余裕のある生活が営めるようにしないと消費もできません。そして何と言っても心に余裕の持てる人間らしい生活が営めません。私たち時間給労働者にとっては、最低賃金が命綱と言っても過言ではありません。時間給労働者の賃金時給が上がれば

正規職員の賃金も必然的に上がります。私たちの現状を鑑みて、精一杯の引上げをしていただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長

ただいまの意見陳述について、質問等ございますか。

(意見・質問等なし)

○会長

はい、ありがとうございました。

○会長

議題1の(2)「山口県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見について」は以上となります。

次に、議題1の(3)「特定最低賃金改正決定の必要性の有無について」に移ります。

令和4年度特定最低賃金の改正につきましては、7月1日付けをもって労働者側から山口労働局長あて、鉄鋼、電気、輸送、百貨店の4業種について、それぞれ申出がなされました。

本日は、特定最低賃金の4業種の改正決定の必要性について、山口労働局長から諮問があります。

【 会長に諮問文手交 】

【 諮問文写を各委員に配付 】

○会長

事務局は諮問文を読み上げてください。

○室長補佐

山口労発基 0729 第 2 号、令和 4 年 7 月 29 日、山口地方最低賃金審議会会長濱島清史殿、山口労働局長名田裕。特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）。

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の特定最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

記

- 1、山口県鉄鋼業、非鉄金属精錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金
- 2、山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

- 3、山口県輸送用機械器具製造業最低賃金
- 4、山口県百貨店、総合スーパー最低賃金

○会長

ただいまの諮問につきまして、事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

ただいま、4業種にかかる特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、山口労働局長から諮問が行われましたので、この関連の説明をさせていただきます。

資料No.3の2枚目以降をご覧ください。

労働者側から7月1日付で4業種の特定最低賃金に係る改正の申出書の提出がありました。

内容はすべて労働協約ケースになっております。

本件申出書の審査結果につきましては、1枚目の「特定最低賃金の申出書形式審査一覧表」を見ていただきたいと思います。4業種とも特定最低賃金の適用を受けます労働者のおおむね3分の1以上の方に賃金の最低額に関する労働協約が適用されていますので、申出の要件を満たしています。

次に特定最低賃金の改正決定の必要性の審議となるわけですが、その留意点について説明させていただきます。

1点目、「必要性あり」とするためには、公・労・使の全会一致の議決が必要となります。つまり、一人でも反対すれば、「必要性あり」とはならないということになります。

2点目、最低賃金法第16条により、特定最低賃金は、地域別最低賃金より高い額で決定するものでなければならないこととなっております。

3点目、特定最低賃金の決定に当たっては、関係労使の方が合意した協定額を基礎とし、労働協約の最下限額を上回る決定は控えていただきたいと思います。

4点目、「改正決定の必要性あり」とされた場合には、1円以上の引上げをお願いすることになります。

なお、昨年度改定された特定最低賃金額、今年度の各業種における労働協約の最下限額及び山口県最低賃金額の差額については、一覧表として資料No.4を添付しておりますので、ご注意ください。

以上でございます。

○会長

はい、ありがとうございます。

ただいまから、特定最低賃金の4業種の改正決定の必要性の有無につきまして、労働者側、使用者側、それぞれ意見をお願いしたいと思います。

それでは、労働者側、お願いします。

○河村委員

はい、特定最低賃金の改正の必要性の有無に関して、労働者側からは河村より発言させていただきます。特定最低賃金審議会における必要性の審議については、公益、労働者側、使用者側の全会一致が原則でございますが、特定最低賃金は、当該産業の労働者側、使用者側のイニシアティブに基づく制度でございます。そのことを踏まえた上で、今回、4業種からの申請がいずれも労働協約ケースによるものであること、加えて、基幹的労働者のおおむね3分の1の合意に基づく申し出であることから、金額決定は当該産業労使による専門部会で決められるべきと考えております。まずは、本審における必要性ありの判断について、公益、使用者側のご理解をお願いします。

以上です。

○会長

はい、ありがとうございます。

使用者側、お願いいたします。

○奥田委員

今、労働者側が仰ったとおり、要件に沿った申し出になっておりますので、使用者側としては引上げの必要性ありという方向で異論はございません。

○会長

はい、ありがとうございます。

○赤穴委員

あの、いいですか。

○会長

はい、お願いします。

○赤穴委員

昨年、百貨店、総合スーパーの部会に出席したのですが、昨年は結局、山口県最低賃金が28円上がったということで、上げる前の百貨店特定最低賃金と労働協約の最下限との差1円が引上げ額ではないかと当初考えられたわけですが、最終的には16円となり、1円を超えて特定最低賃金が決まったという経緯がございました。その際に少し議論になりましたのが、この特定最低賃金として百貨店、総合スーパーを専門部会の審議に上げるか上げないかについては、この本審の中でよく議論したらどうかという話だったと思います。

それで、今年は今の時点で目安額が出ていないので何とも言えないのですが、昨年でいうと特定最低賃金の必要性の審議をするかしないかについては、山口県最低賃金について28円の目安が出ていたので、その時点で1円は上げれるだろうと判断し、この審議は通った

のですが、それは結果論として28円になっただけです。

今年も同じような状況になっていまして、山口県最低賃金として労働協約の最下限額との差である23円を上げるか上げないかは、まだこれからの議論なのですけれども、同じような状況になるのではないかと、それでもよろしいのかなということです。

もし、この特定最低賃金が山口県最低賃金に埋没した場合ですよね、これはあくまでも山口県最低賃金が23円以上上がったということになったときの話ですけれども、まあそういった時の状況はどうか。

また、昨年もお伺いしたと思うのですが、公益の小林委員の方からも最終的には全員一致で特定最低賃金の金額を決めたのですけれども、やはり労働協約を上回る賃金を決めるのはどうか、つまり労働協約を超えるような金額をこういう最低賃金審議会の中で決めることについていかがなものかという意見もあったので、それでも皆さんの方で百貨店、総合スーパーを取り上げるというのであればそれまでなのですけれども、一応、問題提起というか、昨年そういうことがあったのでお伝えした上でご意見を伺いたいと思います。

○会長

はい、どなたかご意見を。

○山本委員

百貨店、総合スーパーで部会委員をさせていただきました山本です。昨年、仰っていただいたように、そういう経過の中、当該労使のイニシアティブで決定をさせていただきました。今回先ほど仰っていただいたように、現状、目安が出ていない中でどうかということところは、理解を示すのですが、先ほど関係労使の意見の中でもありましたように、医療・介護のいわゆるエッセンシャルワーカーのお話があったかと思います。百貨店、総合スーパーで、このコロナ禍のときにライフラインとして商品を提供する、そういう中で本当は休みたくても仕事をせざるを得なかった方たちのエッセンシャルワーカーとしての賃金を底上げしていくということで、労使で意見の交換をしながら進めてきたという流れです。

実際、法的にどうかかというところで、正直、私たちも「これがこうだから上げてはいけない」というような説明で納得できるものではなかったし、先ほど「それを上回る場合は控えていただきたい」という表現があったと思うのですが、本当に駄目だったら「上げられない」とか、「上げてはいけない」という表現がある中で、「控えていただきたい」という表現はまさにそこがグレーだというふうなことなのだろうと私は受け止めております。だから何とか労働者の立場としては上げていきたいという中で、このことを今の私は、「だからこれは取り下げます」と今は言えるような段階ではありませんので、これから実際に百貨店、総合スーパーの審議の中でしっかりと私たちも納得できる形にしたいと思います。

昨年、法的に有効なのかどうかということがありましたが、実際その後には異議申立てをする機会があるのですけれども、実際には異議は出てきませんでした。「それを超えて決めることはけしからん」という異議が出てきませんでしたので、それはそれで重く受け止めるべきなのではないかと、やはり上げていく必要があるのではないかとということで、

該当の業界からそういうことで理解をいただいたのではないかというふうに思っていますので、是非、必要性の審議ありということでご理解をいただきたいと思います。

○奥田委員

いいですか。

○会長

はい。

○奥田委員

私は、昨年、特定最低賃金の委員をさせていただいたのですが、今、赤穴委員が仰った議論が昨年ございました。基本的には、これは使用者側で話し合った結果ではなくて、個人的な感じになってしまいますけれども、私は基本的に労働協約の下限を超えてはならないという正論の助けにはなっていないと思っております。それをどうしてもというのなら、きちんと特定最低賃金の専門部会の方で十分協議していただきたいのです。

そうでない限りは5円の引上げでも山口県最低賃金に埋もれてしまうかもしれないです。

今年、山口県最低賃金の大幅な引上げがあったら、それはあくまで特定最低賃金の審議会の方で十分議論すればいい話ですし、基本的な引上げが必要で、地域別最低賃金に比べて高い水準である引上げが必要だということについては、私が先ほど申し上げましたとおりの異論がないということでございます。

○赤穴委員

はい。あの、労使の方でそういう必要性を認められるというのであれば、公益とすれば異論はございません。特定最低賃金の専門部会でまたいろいろと議論を深めていただければと思いますのでよろしく申し上げます。

○会長

はい。ありがとうございます。

それでは、諮問された4業種の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無については、全会一致で必要性ありとの結論に達しました。

よって、4業種の特定最低賃金は、改正決定の必要性ありということで、本審議会から答申することいたします。

それでは、事務局で答申文案をお願いします。

○賃金室長

すみません、準備のために少し時間をとります。

○会長

はい。

○奥田委員

少し聞いてみたいことがあります、いいですかね。

○会長

はい。

○奥田委員

前回も思ったのですけれども、今回も意見書とか申出書に記載の申出者が全部黒塗りになっています。昨年までこういうのは一切なかったと思うのですが、なぜ黒塗りになっているのですか。

○労働基準部長

前回の7月6日の委員のご質問にもお答えしたのですが、情報公開法に基づいています。

○奥田委員

それは分かりますけれども、情報公開されるときに黒塗りにしていいのですか。委員会の委員に示すときに、なぜ黒塗りをしないといけないのかという話です。

○労働基準部長

そこは善処させていただきたいと思います。

あのホームページに載せるところの話ではないということですね。公開ではないということですね。

○奥田委員

私どもに配られる資料がなぜ黒塗りになっているのかということです。正々堂々と名前を出してもらえるような団体でなければ、私どもも信頼に足るところと捉え、真剣な議論にならないのです。

○労働基準部長

はい、分かりました。

○会長

ホームページ上は情報公開法によって黒塗りになる。ただこの審議では黒塗りの必要はないのではないかというご意見ですね。

○山本委員

今言っていたのですが、申出書を出した本人はもちろん私が作ったということが分かって出しているのですけれども、見られる皆さんは、それがどこの誰が出してきたのか分からない中で審議をするというのは、その情報公開、個人情報というところとは全く別の次元の話だと思いますので、私が逆の立場だったら、これどこの誰が出してきたのか分からないこれに基づいて、この申し出を受けるのですかということになるので、そこは少し取扱いを考えられてもいいかなと思います。

○労働局長

いずれにしても一度、私たちの方で精査をさせていただきます。会議の資料で、ここでお名前であるとか印影をマスキングしないで会議の資料として提示した場合、会議は原則公開とされていますので、会長の判断で非公開とした場合においても、資料そのものは公開の対象になります。そのときに公開請求があったときに、その印影であるとかそういったものを非開示にできるかという、会議資料そのものが公開を前提にしているものですので、公開請求があったときに消せるかというこれまでの審査会での判断例からいくと結構難しい。ですから全部オープンになるという前提で、この会議でもオープンにしないということになってしまい、そのことのせめぎ合いがあったところですが、一度よく精査したいと思います。

○山本委員

それぞれのご判断が違うと思いますので、逆に私は別に出していただいて全然構わないと思っているので、確認がとれない方については黒塗りということもあるのかなと思います。

○労働局長

はい。

○会長

だから、ここで公開してしまうと審議の資料を公開することになっているので、黒塗りではなくて公開しなければならないからこの場では黒塗りに今はしていると。

○局長

今はしているということですね。

○会長

それは今後、また議論するけれども、やり方としては黒塗りにしておいて名前を読み上げるということもあり得るのかなと思います。

【答申文案を会長に手交】

○会長

それでは、事務局から答申文案を各委員に配布してください。

【答申文案を委員に配布】

○会長

それでは、事務局は答申文案を読み上げてください。

○室長補佐

令和4年7月29日、山口労働局長名田裕殿、山口地方最低賃金審議会会長濱島清史。特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）。

当審議会は、令和4年7月29日付け山口労発基0729第2号をもって、最低賃金法第21条の規定に基づき、貴職から諮問のあった特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記の特定最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

記

- 1、山口県鉄鋼業、非鉄金属精錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金
- 2、山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3、山口県輸送用機械器具製造業最低賃金
- 4、山口県百貨店、総合スーパー最低賃金

○会長

ただいまの答申文案でよろしいでしょうか。

(異議なし)

【会長から局長に答申文手交】

○会長

事務局から答申文写を各委員に配布してください。

【答申文写を委員に配布】

○会長

これから、山口労働局長から特定最低賃金の改正決定についての諮問があります。

○労働局長

はい、それでは特定最低賃金の改正の必要性の答申をいただきましたので、それに基づいて

改正決定の諮問をいたします。よろしくお願いいたします。

【局長から会長に諮問文手交】

○会長

事務局は諮問文写を配布してください。

【諮問文写を委員に配布】

○会長

事務局は諮問文を読み上げてください。

○室長補佐

山口労発基0729第3号、令和4年7月29日、山口地方最低賃金審議会会長濱島清史殿、山口労働局長名田裕。特定最低賃金の改正決定について（諮問）。

最低賃金法、昭和34年法律第137号、第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1、山口県鉄鋼業、非鉄金属精錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金
- 2、山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3、山口県輸送用機械器具製造業最低賃金
- 4、山口県百貨店、総合スーパー最低賃金

○会長

ただいま、山口労働局長から特定最低賃金の改正決定について諮問がありましたので、今後の調査審議は最低賃金法第25条第2項に基づき、業種ごとに専門部会を設置して審議することになります。

次に、各専門部会の委員の推薦、意見聴取について、事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

4業種の特定最低賃金専門部会委員の候補者の推薦、関係労使の意見提出につきましては8月1日(月)に公示を行います。

特定最低賃金専門部会委員候補者の推薦の提出の締切日は8月12日(金)までとし、関係労使の意見書の提出の締切日は8月19日(金)までといたします。

各専門部会は公労使それぞれ3名ずつ、計9名での構成となります。委員の候補者の推薦につきましては、労働者を代表する委員と使用者を代表する委員各3名のうち2名は、その産業に直接関係する労働者及び使用者を代表する方を推薦していただくこととなりま

すので、よろしくお願いいたします。

○会長

次に、議題2「その他」ですが、何かございますか。

(意見・質問等なし)

○会長

それでは本日の時点で中央最低賃金審議会の目安額が示されておきませんが、今後の金額審議の資料として事務局から資料が配布されておきますので、事務局は説明をお願いします。

○賃金室長

今後の審議に参考となる資料の説明を行います、必要なところにポイントを絞って説明をさせていただきます。

資料No.5の中にあります(1)の「労働者の生計費について」の資料をご覧になっていただければと思います。標準生計費については山口市のものとなっております。各世帯人別に、最近5年の標準生計費が記載されています。

それから(2)は賃金関係についての資料となっております。

まず、①の「令和4年春季賃上げ要求・妥結状況(最終集計結果)」ですが、山口県が調査したもので、対象の県内68組合数が妥結した賃上げ率は定昇込みで2.06%となっております。

②の厚生労働省実施の「令和4年賃金改定状況調査結果」についてでございます。6頁目の第4表をご覧ください。A B C Dのランク別、業種別に賃金上昇率が記載されておきます。見ていただきたい数値は、第4表①の男女計、産業計の賃金上昇率1.5%という数値でございます。昨年の賃金額との比較結果から算出されたもので、昨年の数値の0.4%より上昇幅が大きくなっておきます。また、山口市はCランクでございますが、今年度のCランクの賃金上昇率は1.6%となっており、昨年の0.5%より上昇幅が大きくなっておきます。

③の山口労働局実施の「最低賃金に関する基礎調査結果」についてですが、最初の頁の「令和4年度基礎調査における県最賃適用労働者の分布率」をご覧ください。表の中の一番上に未満率の記載があります。これは現在の山口県最低賃金額の857円を下回っている労働者の割合を示したものでございます。全体で見ますと、1.5%となっております。

次に未満率の下に影響率と記載があります。これは、現在の最低賃金を改正した場合に、その改正後の最低賃金を下回る労働者の割合となっております。

なお、改正後の最低賃金は未だ決まっておきませんので、この表では時間額858円から905円までの範囲で示しておきます。

④の「賃金構造基本統計調査結果」についてですが、令和3年の所定内賃金額に関する表を複数、添付しておきます。特に見てもらいたいのは、最初の1頁ですが、全国と各都道府県の平均値が示されておき、山口県は28万2,500円となっております。

⑤の厚生労働省実施の毎月勤労統計調査に基づき山口県が取りまとめた「山口県の賃金、労働時間及び雇用の動き」についてですが、所定内賃金額の1年間の全国と山口県の前年同月比の推移が示されております。これによると、全国、山口県ともに大きな変化は認められません。

⑥の山口労働局が雇用保険データに基づき分析した「山口県の高校新規学卒者の初任給額」についてでございます。企業規模に関係なく近年は上昇していることがわかるかと思えます。

⑦には「山口県最低賃金時間額とアップ率の推移」を添付しております。

それから(3)支払能力関係でございます。

①は「山口県経済の動向」です。山口県が取りまとめたものになります。開いていただきまして、右側の1頁目の上に山口県金融経済情勢が掲載されております。7月公表の総括判断について説明いたしますと、「県内景気は、持ち直しのペースが鈍化している。」ということです。下の方に先行きを書いてありますが、「先行きについては、新型コロナウイルス感染症、地政学的リスクの動向やこれらに伴う供給制約、原材料価格の上昇等が当地の金融経済に与える影響について注視していく必要がある。」と6月の判断が維持されております。詳細につきましては、山口県金融経済情勢及び月例経済報告にそれぞれ資料②、③として添付しております。

④の日本銀行下関支店によります「企業短期経済観測調査結果」につきましては、業況判断のほか、売上高、経常利益、設備投資額などが示されております。

⑤、⑥、⑦については、中小企業に関わる資料ということになります。

⑤の「中小企業白書」は全国の中小企業における売上高と経常利益の推移を示していますが、地方の実績値を示したデータがございませんでしたので、参考にとということで付けさせていただきました。

⑥の財務省山口財務事務所による「法人企業景気予測調査結果」は先ほど説明しました企業短期経済観測調査結果と同様に企業の判断を調査して取りまとめたものになります。中小企業を含めた規模別の景況判断、企業収益見込み等を示しております。

⑦の「令和4年6月期月次景況調査結果」になります。これは、山口県中小企業団体中央会が作成されたものでございまして、企業判断による景気動向、売上高、収益状況が示されております。

次に(4)生活保護と最低賃金額についてということで、④の「生活保護と最低賃金」につきましては、生活保護と最低賃金を比較したところ、山口県を含めて全都道府県について令和3年度の最低賃金が生活保護水準を上回っていることが確認できております。

なお、山口県の詳細につきましては、専門部会において説明をいたします。

(5)その他については、①の「山口県の雇用情勢」ということで、山口労働局公表の学卒者を除きパートを含む一般職業紹介状況でございますが、令和4年6月の有効求人倍率が1.48倍となっております。

②の総務省の労働力調査による「地域別完全失業率」です。主に4年間分の全国、中国・四国、山口県の完全失業率の推移が示されています。

③の「企業倒産状況」でございますが、1頁目が全国、2頁目が山口県の倒産件数の推移を示しております。

④の「山口市消費者物価指数」は、全国及び山口市の令和4年5月時点における消費者物価指数及び近年の推移が示されています。

⑤の資料ですが、山口労働局における「最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業の支援」の概要と実績でございます。

以上でございます。

○会長

はい、ありがとうございます。

最低賃金法第9条第2項に示されています最低賃金を決定するうえでの勘案すべきものが、最低賃金決定要覧の6頁に出ています。それは労働者の生計費、労働者の賃金、そして通常の事業の賃金支払能力の三要素になりますが、資料No.5にはそれらに関するデータが示されているということです。特によく取り出されるのはその資料の(2)の②の第4表、③の未満率、影響率、このあたりが焦点になってきます。

何かご質問等ございますか。

(意見・質問等なし)

○会長

それでは、他に何かご説明すべきことはございますか。

○賃金室長

前回の審議会で山口地方最低賃金審議会運営規程の改正についてお諮りしたところですが、第4条につきましては、テレビ会議システムの導入ができていないことから、改正については見送りとさせていただくことを報告いたします。

なお、前回の本審におきまして審議会議事録の署名に関しては改正となりましたので、改正後の規程を配布しております。よろしくお願いたします。

○会長

ただいまの事務局の説明に関して何かございますか。

(意見・質問等なし)

○会長

事前に、公益委員でも話し合ったのですが、答申の際に別紙として審議経過等を添付するという方法で調整しております。

他に何かございますか。

○奥田委員

何でもいいですか。

○会長

はい。

○奥田委員

すみません、今日は国の方の目安額が出なかったわけです。今後、それが出た時点で答申が示されると思うのですが、この会議とその後の専門部会をやっていきますと、当然のことながら10月1日という今まで公益、労働者側がかたくなに堅守されてこられた10月1日施行が飛んでしまうのですね。昨年の審議会審議の中で私どもはコロナウイルス感染症が急増している状況で、「少し様子を見られたらどうか」と、そういう理由で延期をお願いしたのですが、全然認められませんでした。

今回の遅れる理由というのは単なる中央最低賃金審議会の審議日程ですよ。中央最低賃金審議会の審議日程で委員さんの都合で遅れるというのを許しておいて、私はもう怒りを乗り越えて笑ってしまうのですよね。そういうのを労働者側委員は怒られないのですか。私どもは労働者側委員がそれでよければいつになってもいいのですが、単なる国の中央最低賃金審議会の都合なのか、委員さんが「慎重に審議しよう」といわれたのかは知りませんが、そんな審議日程の都合で今までずっとかたくなに10月1日を守られてきたのが守れない状況になるというのなら、なんかちょっと意見を中央最低賃金審議会にいわれるか、山口地方最低賃金審議会として国の方に意見をいってもらうか、局長を通じてですね、何かないと。私だけなのですかね、怒りというか呆れてしまっているのは。

以上でございます。

○会長

はい。お願いします。

○横山委員

すみません、今の奥田委員の発言も含めて否定するわけではありませんが、少し労働者側委員としての意見を述べさせていただきたいと思います。

現時点で目安伝達が行われておりませんが、現在も中央最低賃金審議会において目安審議の方は行われております。これは目安の取りまとめに向け、未だ労使の主張の隔たりが大きいということも理由の一つであることに加えまして、昨年度の審議会において異例の採決となり、その後の審議の総括においても「労使双方がやむなしという段階に至るまで、十分な審議を尽くせるよう最大限努力する」としたことも踏まえまして、丁寧な対応となっております。

また、例年以上に「目安額とその根拠、理由について明確で納得できるものとしてほしい」という意見が出ている状況であることも踏まえまして、山口県も含め各県のスケジュールを再調

整してでも、真摯な議論を中央最低賃金審議会の方で継続しているといったような状況であると私は認識をしております。

したがって、山口県の労働者側委員としても、その趣旨を十分理解しまして審議会に臨むこととさせていただきますし、中央において示される目安額を尊重してまいりたいと思っております。さらには地域間格差の是正なども考慮しながら、最低賃金引上げに向けた検討の方を行ってまいりたいと思っております。いずれにしましても、今後のスケジュール調整次第ではございますが、10月1日発効日に向けては困難であることが予想されております。

しかしながら、この急激な物価上昇に耐えられず、今も苦しい状況にある最低賃金近傍で働く方々へ一日でも早く発効できるよう取り組みを加速させていただきたいと思っておりますので、そちらをお願い申し上げまして、発言とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○会長

はい。

○奥田委員

労働者側委員がそう仰り、特にアクションを起こされないというのであれば、私に異存はありません。使用者側委員からアクションを起こす気はありません。

○会長

よろしいでしょうか。

(意見・質問等なし)

はい、それでは次回は8月4日にこの場所で開催いたします。

外になければ、これをもちまして、第429回山口地方最低賃金審議会を閉会といたします。

これより、次回8月4日の後の審議日程の調整を行いたいと思っておりますので、傍聴人の方は申し訳ございませんが、ご退出願います。